



様式第45号（第12条関係）

安曇野市告示第408号

公示送達書

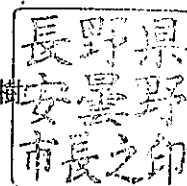
下記の者は、書類の送達ができないので地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、保健医療部国保年金課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和8年9月7日

安曇野市長 中山 栄樹



記

1 送達を受けるべき者の氏名（名称）及び住所（所在地）

送達を受けるべき者の 氏名（名称）	送達を受けるべき者の住所（所在地）
森尾 真人	
山本 磨美	

2 送達すべき書類

令和8年度 国民健康保険税 納入通知書